



新型コロナワクチン3回目接種事業費の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、ワクチン接種を実施しているが、2回接種した場合であっても、時間の経過とともに、有効性が低下することが報告されていることなどから、2回目の接種終了から、概ね8か月以上経過し、令和3年度内に接種見込みの者を対象に3回目の接種ができるよう、令和3年11月4日付けで補正予算を専決処分したものの。

- 1 接種対象 90,000人
R3年7月までに2回目の接種を終えた者
(医療従事者、65歳以上の者、基礎疾患を有する者など)

2 事業費 775,000千円

① 集団接種に要する費用

1月～3月の土・日曜日、祝日等の集団接種、平日の夜間接種に要する費用

② 個別接種に要する費用

医療機関に支払う通常の接種費用や時間外・休日の加算分の接種費用

③ その他3回目接種に要する費用

- ・ 本庁舎及び市民センターの窓口で、インターネットなど情報機器の操作に不慣れな者を対象に、オンライン予約の手伝いをするアルバイトの雇用
- ・ コールセンターの設置費用
- ・ 接種券等の発送費用
- ・ その他ワクチン接種に必要な事務費

3 事業実施に伴う財源

全額国庫支出金